

「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進に向けて

2014年2月1日より適用開始されている「経営者保証に関するガイドライン」。経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や事業再生などを目的としたものですが、具体的にはどのような特長があり、どのように活用されているのでしょうか。本ガイドラインを作成した「経営者保証に関するガイドライン研究会」座長の小林信明氏と、本ガイドラインの普及に努める金融庁監督局総務課監督調査室長の川上敏寛氏にお話を伺いました。また、MJS税経システム研究所客員研究員の杉田利雄氏に、現場への聞き取り調査の結果などを、ご寄稿いただきました。

インタビュー① 経営者保証に関するガイドライン研究会 座長
長島・大野・常松法律事務所 弁護士

小林 信明 様

経営者保証に依存しない
融資の促進を目指す

中小企業の経営者による個人保証（以下、経営者保証）には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与するといった機能があります。しかし、その一方で融資の入口（融資契約時）と出口（債務整理時）において、いくつかの弊害も生じています。具体的には、入口においては「開業意欲が低減する」「後継者の承継意欲が低減する」、出口においては「事業再生や債務整理の決断を遅らせる」といったことが挙げられます。

そこで、2013年1月に中小企業庁と金融庁は有識者との意見交換の場として「中小企業における個人保証等の在り方研究会」を設置。同年8月に行政当局の関与の下、日本商工会議所と全国銀行協会が有識者を交えた意見交換の場として「経営者保証に関するガイドライン研究会」を設置し、同年12月に「経営者保証に関するガイドライン」を作成したのです。

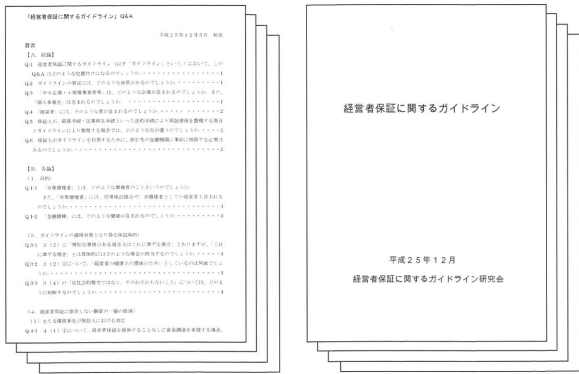
ガイドラインの目的は一言でいうと「経営者保証に依存しない融資の促進」であり、ガイドラインには経営者が経営者保証を提供せずに済む前提が記載されています。①法人と経営者との関係の明確な区分・分離②財務基盤の強化③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保の3つがそれです。②の財務基盤に関してはすぐに強化するというわけにはいきませんが、①と③に関しては自助努力で対応していくことができると思います。

しかし、①と③の強化に努め、金融機関を納得させるだけの成果を出すにはそれなりの専門知識が必要になります。そこで、この2つの項目に関しては税理士の皆さまをはじめとした外部の専門家が企業をサポートしていくのが一番だと思われると思います。また、多くの経営者はガイドラインの存在そのものを知らないと思われるので、皆さま方には周知ならびに指導をお願いできればと思います。



ところで、ガイドラインには「既存の保証契約の適切な見直し」に関しても記載されています。金融機関は「経営者保証の必要性や適切な保証金額等について、真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対して丁寧かつ具体的に説明することとする」とされており、企業は融資を受けている間でも金融機関と経営者保証に関して対話できることになっているのです。これは当然、事業承継時にも適応されることになっており、「経営者の交代により経営方針や事業計画等に変更が生じる場合には、その点についてより誠実かつ丁寧に、対象債権者に対して説明を行う」と記載されています。無論、この場合も先述した①～③による経営の透明性確保の前提が整っていれば、経営

経営者保証に関するガイドラインにおける「主たる債務者及び保証人における対応」	
①法人と経営者との関係の明確な区分・分離	主たる債務者は、法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等をいう。)を、社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備するなど、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努める。また、こうした整備・運用の状況について、外部専門家(公認会計士、税理士等をいう。以下同じ。)による検証を実施し、その結果を、対象債権者に適切に開示することが望ましい。
②財務基盤の強化	経営者保証は主たる債務者の信用力を補完する手段のひとつとして機能している一面があるが、経営者保証を提供しない場合においても事業に必要な資金を円滑に調達するために、主たる債務者は、財務状況及び経営成績の改善を通じた返済能力の向上等により信用力を強化する。
③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保	主たる債務者は、資産負債の状況(経営者のものを含む。)、事業計画や業績見通し及びその進捗状況等に関する対象債権者からの情報開示の要請に対して、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保する。なお、開示情報の信頼性の向上の観点から、外部専門家による情報の検証を行い、その検証結果と合わせた開示が望ましい。また、開示・説明した後、事業計画・業績見通し等に変動が生じた場合には、自発的に報告するなど適時適切な情報開示に努める。



右:「経営者保証に関するガイドライン」
 左:「経営者保証に関するガイドラインに関するQ&A」
 両資料は下記より閲覧・ダウンロードできます
 日本商工会議所ホームページ: <http://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>
 全国銀行協会ホームページ: <http://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/index.html>

お願ひしたいと思います。

先企業への周知ならびに指導を

士の皆さま方には是非とも顧問

用することはできません。税理

に則った経営や財務報告をして

いなければ、ガイドラインを活

つていたとしてもガイドライン

が意味がありません。また、知

るべき事項が知らなければなら

るようになると期待していま

す。

しかし、いかにこのガイドラ

インが経営者にとって有用なも

のであっても、経営者や後継者

がこの制度のことを知らなけれ

ば意味がありません。また、知

るべき事項が知らなければなら

るようになると期待していま

す。

者保証を提供せずにはすむ可能性
 が高くなります。顧問先の企業
 が事業承継を検討している場合
 は「ガイドラインに則って経営
 者保証の見直しを図りたい」と
 金融機関に伝えると効果的だと思
 います。

**残存資産の見直しで
 再チャレンジが可能に**

ここまでは融資の入口に関する
 経営者保証の見直しについて
 解説してきましたが、次に出口
 に関する紹介したいと思います。
 先述したように経営者保証

では「事業再生や債務整理の決
 断を遅らせる」ことがないよう、
 ガイドラインでは「保証債務
 の履行基準」(残存資産の範囲)
 に関する指針を示していま
 す。具体的には①多額の経営者
 保証を行っていても、早期に事
 業再生や廃業を決断した際に一
 定の生活費等(従来の自由財産
 99万円に加え、年齢等に応じて
 100万円〜360万円)を残
 すことや、「華美でない」自宅
 に住み続けられることなどを検
 討する②保証債務の履行時に返
 済しきれない債務残額は原則と

して免除することなどが盛り込
 まれています。出口の場合、利
 害関係が複雑になるので、まだ
 それほど多くの事例は上がって
 きていませんが、誠実に経営に
 取り組み、財務や個人資産を適
 切に公表した経営者は十分な残
 存資産を受け取ることができて
 いるようです。

ただし、地方公共団体が損失
 補償をしている制度融資の場合
 には注意が必要です。その場合
 は議会承認が必要となり、時間
 がかかってしまうことが多いか
 らです。そこで、最近では首長

承認による決裁でも可能とする
 条例を制定することで、この問
 題を解決するケースが増えてい
 るようです。こうした課題につ
 いては、これからも次々に改善
 策を見出し、公表していきたい
 と考えています。

**税理士に望むのは
 顧問先への周知と指導**

このガイドラインができたこ
 とで、経営者保証のあり方は大
 きく変化しました。経営者にと
 って必ず背負わなければならな
 い重荷だったものが、場合によ

っては背負う必要がなくなるわ
 けです。もちろん、経営者保証
 のおかげで金融機関がスピーデ
 ーに動けるとい側面もある
 ので、すべての経営者保証をな
 くすことはできませんが、経営
 者と金融機関が対話する余地が
 生まれたのは大きな進歩ではな
 いでしょうか。さらに対話を通
 して互いの状況をより的確に把
 握することができれば、企業と
 金融機関はより深い信頼関係で
 結ばれるようになり、仮に企業
 が窮地に立たされるようなこと
 があつたとしても、金融機関が
 素早くリスケなどに対応してく
 るようになると期待していま
 す。

ガイドラインの普及と適用が 中小企業の活性化につながる

「経営者保証に関するガイドライン」の適用開始に合わせて、金融庁では「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」を一部改正しました。例えば監督指針に関しては「『経営者保証に関するガイドライン』の融資慣行」としての浸透・定着等」という新たな評価項目を設け、経営者保証への対応方針の明確化、ガイドラインに基づく対応を適切

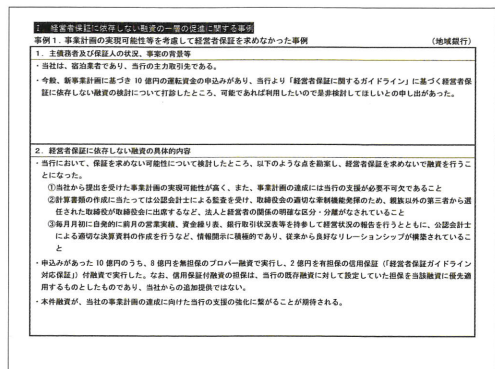
に行うための社内規程やマニュアル、契約書の整備等、経営者保証の機能を代替する融資手法「停止条件または解除条件付保証契約、A B L(動産・売掛金担保融資)など」のメニューの充実を盛り込んでいます。

併せて、中小企業庁と連携し、各地で金融機関や中小企業に向けての説明会も開催しました。そして、全国の金融機関から実際の活用事例をご報告いただき、「『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る参考事例集」の制作やQ&Aの改訂

などを進めてきました。参考事例集は金融庁のホームページから閲覧・ダウンロードできます。参考事例集では、入口に関しては停止条件付保証契約や解除条件付保証契約、A B Lを活用した事例などが紹介されています。出口に関しては、最近は様々な活用事例が集まってきているので、今後、参考事例集を更新する際には事例を追加し、より皆様のお役に立てるようにしていきます。

ガイドラインの運用を機に金融機関の意識が変化

金融機関からの話や、各地の説明会での声を聞いたりして感じるのは、金融機関の意識が変わりつつあるということだと思います。独自のチェックシートを作成するなどして、ガイドラインの徹底に力を入れている金融機関も



「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集資料は下記より閲覧・ダウンロードできます
金融庁ホームページ：
http://www.fsa.go.jp/status/hoshou_jirei/index.html

あります。経営者の方からも「金融機関がきちんと説明してくれて、保証を外すことができ」といった声を頂戴

することが増えてきました。ですが、一方で「ガイドラインのことを知らなかった」「ガイドラインのことは知っていたが、自分はその対象とならないのではないかと諦めている」といった声を耳にします。企業側から経営者保証の見直しを金融機関に持ち掛けにくいという面もあるのですが、金融機関側から企業に情報提供や提案がなされることも重要と考えています。税理士の皆さま方にも顧問先企業にガイドラインの活用をアドバイスするなど、ガイドラインの活用促進に貢献いただきたいと思います。それこそまさに顧問先企業の経営状態を把握している税理士の皆さま方ならで

はの仕事になるのではないかと思います。金融庁では、金融機関が担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し、融資や助言を行うよう促しています。今回のガイドラインの活用促進は、まさにそのための重要な柱と考えています。適切な事業性の評価によって各地域の企業に元気になっていただくためにも、引き続きガイドラインの周知徹底に努めながら、ガイドラインの活用状況をしっかりと把握していきたいと思



経営者保証に関するガイドラインが2014年2月より運用開始され1年が経過しました。本ガイドラインの中核課題は、

- ① 経営者保証に依存しない融資、
- ② 保証債務の整理に係る基準とその運用、でした。これにより、地域金融機関によるバンキング機能が発揮され、事業再生や事業承継、新規事業の創設などの進展が期待されました。

本ガイドラインは法律ではありませんが、経済産業省や金融庁の支援の下に、全国銀行協会はじめ全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、日本貸金業協会などの金融機関団体の同意をもって策定されました。ではこのガイドラインの理念や構想は、この1年でどのように進展したのでしょうか。

聞き取り調査等では「まばらな対応」

① 当行は従来からガイドラインに則している
これは、昨年の事業再生実務

家協会のシンポジウムにおいての大手地銀の役員の発言です。

「経営者保証に関するガイドラインの課題と展望」と題したパネルディスカッションにおいて「当行は地銀として、破たん企業の経営者に一定の資産を残すなど、状況に応じて本ガイドライン同様の運用をしてきた。これからは変わらない」と発言しています。

② 個人保証に依らない融資の基準を明確にしているが、利用者者は少ない
あるセミナーで日本政策金融

公庫の国民生活事業と中小企業事業それぞれの担当者が「金利率上乗せ（0・3％程度）があり、利用者は少ない」と発言しています。なおこの際に保証債務の整理（一定の現預金を残せる等）については、「本ガイドラインに誠実に対応する」としか言及しませんでした。

③ 金利上乗せなしで経営者保証に依らない融資をしています
個別事例になります、筆者

が利用する都内の信用金庫の融資窓口担当者に尋ねたところ、表記の返答がありました。なおこの聞き取りは、昨年11月でしたが、今年に入り再確認すると「経営者保証を外す3条件が壁で実績はない」とのことです。

④ 経営者保証に依らない融資の事例はほとんどないでしょう

メガバンクの融資担当を経て現在、融資や財務の経営コンサルティングを行う知人に尋ねたところ、このような返答でした。前項のある信金の話をしても「資金ニーズのある経営者は、個人保証をしてでも少しでも多く融資を受けたいのが常で、本ガイドラインが話題になることも少ない」といいます。

このように現場の対応はまちまちですが、筆者が知人の経営者に話を聞いたところ、事業承継を機に元社長の連帯保証を外せた、類似で兄弟の連帯保証を外せたといったケースが増えてきているようです。この解除が普及すると、事業承継がより円滑に行われるようになることが期待できます。

支援協に係る保証債務の整理手順も把握しておくべき

先にありました通り、金融庁は昨年2度にわたって事例を公表しました。以下、金融庁のコメントです。

金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」を融資慣行として浸透・定着させていくことが重要である（中略）金融機関等により広く実践されること望ましい取組みを事例集として取りまとめ、公表することといたしました。（以下略）

事例集には、① 経営者保証に依存しない融資の一層の促進（19事例）、② 適切な保証金額の設定（4事例）、③ 既存の保証契約の適切な見直し（7事例）、④ 保証債務の整理（5事例）の35事例が掲載されています。この事例集を、顧問先に本ガイドラインが適用となるかを選定する際の参考にしたいものです。また、昨年5月に中小企業庁より「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証

債務の整理手順」が公表され、本ガイドラインに係る「保証債務の整理」に触れています。借入時の約定弁済ができなくなつた場合に保証債務を整理する必要があります。この支援協に係る保証債務の整理手順は、マニュアルでもありチェックリストでもあり、また保証債務整理に係る様式集でもあります。顧問先の事業再生支援においては、本整理手順を詳細に把握しておくべきでしょう。



としお すぎた
杉田 利雄 氏

会計システムを扱う企業でシステム・コンサルティング・グループ・マネジャー、情報センター長に従事した後、1989年にマネジメントとマーケティングのコンサルティングを手掛ける株式会社エム・エム・プランを創業。2006年には各地の弁護士、税理士と協力し、株式会社経営財務支援協会（BFCA）を創業し、代表取締役就任。JSK事業再生研究会を補佐する。